

# 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」が改正されます

2024年4月から  
延床面積が2000㎡以上の大規模非住宅建築物の省エネ基準は、用途毎に3段階に設定されます。(図1)

【改正前】		【改正後】	
用途	一次エネルギー消費量基準 (BEI)	用途	一次エネルギー消費量基準 (BEI)
全用途	1.0	工場等	0.75
		事務所等・学校等・ホテル等・百貨店等	0.8
		病院等・飲食店等・集会所等	0.85

図1. 用途ごとの基準値の水準 (改正前と改正後)

手続きはこれまでと変わりませんが、施行日前に申請した場合は改正前の基準を適用するなどの経過措置が設けられています。(図2)

一次エネルギー消費量基準 (BEI) は、2024.4.1 以前に提出された建築物であっても、本申請の受付が2024.4.1 以降となった場合は、新基準への適合が必要となります。2024.4.1 付近に申請を予定されている方はご注意ください。

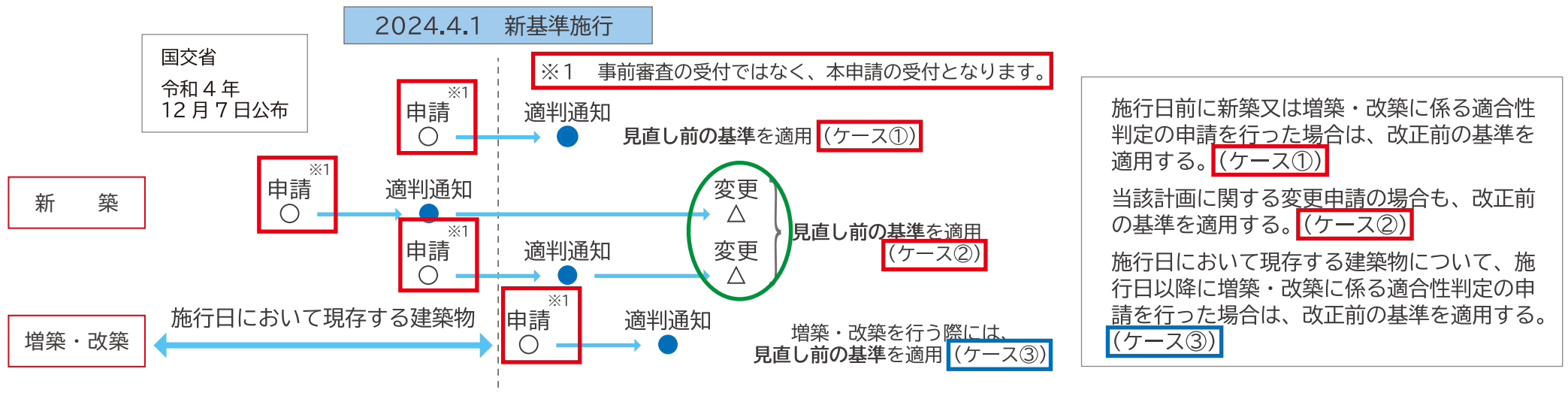


図2. 大規模非住宅建築物の基準引上げに伴う経過措置